

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

宇治市が設定する独自報酬基準	単位数	備考
<p><頻回な訪問が必要な利用者への支援に関する項目> (対象者加算)</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 (指定地域密着型サービス基準条例第25条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画をいう。以下同じ。) において、月曜日から日曜日までの7日間に21回以上の定期巡回サービス (指定地域密着型サービス基準条例第5条第1項第1号に規定する定期巡回サービスをいう。以下同じ。) を位置付けた利用者に対して、所定単位数を加算する。</p> <p>なお、定期巡回サービスの必要性については、サービス担当者会議の要点 (第4表) または居宅介護支援経過 (第5表) に記載しておくこととし、随時サービスの必要性について検討を行うこと。</p> <p>また、当該加算の算定に当たっては、上記定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した日の属する月から開始することとする。</p>	<p>1月につき 300単位</p>	
<p><介護・医療連携推進会議の活用とサービスの質の向上に向けた取組等に関する項目> (体制加算)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年宇治市条例第15号) における介護・医療連携推進会議に関する基準を遵守した上で、この会議への地域の医療関係者、福祉等関係者及び居宅介護支援事業者等の参加を積極的に促し、介護と医療の連携を図るための意見交換を行う等、地域のネットワークを通じてサービスの質の向上を図ること。また、その議事録を市へ提出すること。 2. 運営状況、活動内容及び介護・医療連携推進会議において話し合った内容等をまとめ、おおむね6月に1回以上、事業所が外部に対して発信するツール (ホームページや事業所が発行している刊行物等) によって周知を図ること。また、その実施状況を市へ報告すること。 3. 市が行う研修等に参加し、そこで得た情報を用いて、事業所内で勉強会を開催し、その実施状況を記録すること。 	<p>1月につき 200単位</p>	<p>①議事録 議事録には、開催日時、内容及び参加事業者等を記録すること。</p> <p>②市への報告について ホームページ等によるインターネットを通じた外部への情報発信の場合は該当ページの写しを、事業所が発行している刊行物等の場合は、その配布場所の情報を添えて刊行物等の写しを会議後原則1か月以内に議事録と合わせて市へ提出すること</p> <p>③実施状況の記録 研修等の出席者並びに勉強会の開催日、内容及び参加者等を記録すること。</p>

小規模多機能型居宅介護

宇治市が設定する独自報酬基準	単位数	備考
<p><中重度者へのサービス提供体制強化に関する項目> (体制加算)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>1. 登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として登録していること。</p> <p>2. 算定日が属する月の前12月間において、看取り連携体制加算を算定した利用者が1名以上であること。</p>	<p>1月につき 500単位</p>	